

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目 次

◇規則 桑園能率増進施設補助金交付規則
◇告示 土地改良区定款変更認可

土地改良区後員の退任及び就任
基本測量の実施

豚の移入禁止区域の指定

国民健康保険条例の制定認可

国民健康保険条例の変更改認可

◇人委規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一
部改正

職務に専念する義務の特例に関する規則の一
部改正

規 則

桑園能率増進施設補助金交付規則をここに公布する。

昭和三十一年十月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第六十五号

桑園能率増進施設補助金交付規則

（総則）

第一条 知事は、桑園能率の低い地帯の能率増進を図るため、この規則により予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助率等）

第二条 補助金は、養蚕の事業を行う農業協同組合が次に掲げる事業を行う場合、これに要する経費に対しそれぞれ補助率により交付する。

一 動力噴霧機の購入

二分の一以内

二 展示圃の設置

二分の一以内

（ただし桑苗代については一本当一円以内）

三 桑園間作緑肥混播試作

二分の一以内

（補助金交付申請手続）

第三条 補助金の交付を受けようとするものは、申請書

(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、事業をしようとする年度の四月三十日までに、知事に提出しなければならぬ。

- 一 事業計画書（様式第二号）
- 二 収支予算書（様式第三号）
- 三 その他知事が必要と認め

知事は、前項の規定による申請書につき適当と認め
た場合は、申請者に補助金交付の指令をするものとす
る。

(補助金交付申請書等記載事項の変更承認)

第四条 補助金交付の指令を受けたものが前条に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、すみやかに知事に届けて承認を受けなければならない。

(補助金の請求)

第五條 補助金交付の指令を受けたものが補助金の交付を請求しようとするときは、事業完了後請求書（様式第四号）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

らない。

- 一 事業成績書（様式第三号）
二 収支精算書（様式第三号）

(補助金の返還)

第六條 補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当するときは、知事は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一部の返還を命ずることができる。

- 一 補助金を補助の目的以外に使用したとき
- 二 事業施行の方法が不相当と認めたととき

(書類の経由)

第七條 この規則により知事に提出する書類は、所轄蚕業指導所長を経由しなければならない。

附
則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年度から適用する。

2 第三条による申請書の提出期限は、昭和三十一年度
に限り十月二十日までとする。

3 桑園能率増進施設補助金交付規程（昭和三十年十月）

鳥取県告示第五百三十四号)は、廃止する。ただし、

昭和三十年度分の補助金に關しては、なお従前の例による。

樣式第一號

年
月
日

住所

組合名

樣式第二号

事業の目的

事業計畫書
(事業成績書)

[illegible]

組合長 氏 名 印

鳥取県知事

氏名殿

名
印

昭和
年度桑園能率増進施設補助金交付

申請書

桑園能率増進施設補助金交付規則により補助金を交付下さるよう別紙事業計画書および収支予算書を添え申請します。

様式第四号

1	動力噴霧機購入費					台分一台当り	円
2	桑苗購入費					本分一本当り	円
3	剪定鋏購入費					丁分一丁当り	円
4	標木購入費					本分一本当り	円
5	桑園使用料					反分一反当り	円
二 緑肥混播試作費							
1	肥料購入費					(種類別に記載のこと)	円
2	種子購入費					(右)	円
3	農薬購入費					(右)	円
4	桑園使用謝金					反分一反当り	円
計							

年 月 日
住 所
組合名
組合長 氏 名 印

鳥取県知事 氏 名 殿
昭和 年 月 日 第 号 指令による桑園能率
増進事業を完了しましたから補助金を交付下さるよう
別紙事業成績書および収支精算書を添え請求します。

様式第三号

区 分	予 算 額	前年度予算額	比 較	備 考
(補助金見込額)	円	円	増 減	
組合負担金				
計				

収 入 の 部
収 支 予 算 書 (収支精算書)

区 分	予 算 額	前年度予算額	比 較	備 考
(精 算 額)	円	円	増 減	
一 展示園設置費	円	円		

支 出 の 部

備考 一 組合員数欄には養蚕者の員数を記載すること。
二 機種欄には製造者および型式を記載すること。(事業成績書には機体番号および購入月日を併記すること。)
三 計画書には展示園と緑肥混播試作園の位置および形状を示す見取図を添付すること。

鳥取県知事 遠 藤 茂
移入禁止区域
大阪府

鳥取県告示第四百六十二号

国民健康保険を行う石見村に対し国民健康保険法（昭和三十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き昭和三十一年度において課する国民健康保険税の納期の特例に関する条例の制定を昭和三十一年九月三日認可した。

昭和三十一年十月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百六十三号

国民健康保険を行う次の町村に対し国民健康保険法（昭和三十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き条例の変更を次のとおり認可した。

昭和三十一年十月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険を
行う町村 認可 条例 認可年月日

日野郡石見村 石見村税条例

昭和三十一年
九月三日

東伯郡羽合町

羽合町国民健康保
険条例

〃 八月十日

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月二日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 寛 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第十八条」を「第十八条及び第二十条」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（連絡あつ、旋業務従事職員の級の区分）

第九条の二 連絡あつ、旋業務従事職員に対する条例第十八条の級の区分は次のとおりとする。

一級 東京事務所及び大阪事務所の所長

二級 東京事務所及び大阪事務所の次長

三級 農産物門司あつ、旋所の所長及び吏員たる職員並びに東京事務所及び大阪事務所の吏員たる職員

四級 東京事務所、大阪事務所及び農産物門司あつ、旋所の吏員以外の職員

第十一条第一項本文中「月額で定められた手当」を「月額で定められた手当（へき地手当を含む。以下「月額の手当」という。）に、同条同項但書中「月額で定められた手当」を「月額の手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月二日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 寛 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

十九 年末年始の休業日（十二月二十九日から一月三十一日まで）及び一月三日を削り

「二十」を「十九」とし以下順次繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。